

第5章

第2期沼津市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



- 第1節 計画の概要
- 第2節 地球温暖化の現状
- 第3節 温室効果ガス排出量の現状
- 第4節 エネルギーの現状
- 第5節 削減目標
- 第6節 地球温暖化・緩和に関する対策・施策

第 1 節 計画の概要

1-1 計画策定の背景

■ 「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定

本市では、2012（平成 24）年 3 月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「前計画」という。）を策定しました。前計画では、温室効果ガスの排出量について、1990（平成 2）年度比（代替フロン類は 1995（平成 7）年度比）で、2020（令和 2）年度までに 13%削減、2030（令和 12）年度までに 25%削減、2050（令和 32）年度までに 80%の削減目標を掲げて、取組を推進してきました。



前計画

■ パリ協定の発効

2016（平成 28）年 11 月、地球温暖化に関する国際的な取り決めである「パリ協定」が発効しました。パリ協定は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に向けて、先進国・開発途上国の区別なく、国ごとに目標を決めるとともに、目標達成に向けて取り組むことを取り決めたものです。19 世紀後半の産業革命からの世界全体の平均気温の上昇を、2℃より十分に下回るようにすること、そのために、今世紀後半には人間活動による温室効果ガスの排出量を吸収量と等しくし、実質ゼロにすることを目指しています。

■ 「第 5 次エネルギー基本計画」の閣議決定

2018（平成 30）年 7 月に発表された「第 5 次エネルギー基本計画」では、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえて、2050（令和 32）年のエネルギー選択に際して再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することが明記されています。なお、2015（平成 27）年に決定された「長期エネルギー需給見通し」で示された 2030（令和 12）年の電源構成は、原子力発電が 20～22%程度、再生可能エネルギーが 22～24%程度の実現を目指しています。

■ 「地球温暖化対策計画」と「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の閣議決定

パリ協定を踏まえて、国は 2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定するとともに、2019（令和元）年 6 月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。これらの計画・戦略の中では、2013（平成 25）年度を基準として 2030（令和 12）年度までに 26%以上削減する中期目標の達成とともに、長期目標として 2050（令和 32）年度までに 80%の温室効果ガスの排出削減と、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指しています。

■ 「温室効果ガス排出量 2050 年実質ゼロ」の表明

菅義偉首相は 2020（令和 2）年 10 月、就任後初めての所信表明演説において、成長戦略の柱に「経済と環境の好循環」を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力していくことや、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

1-2 計画の基本的事項

■ 計画の位置づけ・趣旨

「第2期沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本実行計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を掲げた地方公共団体実行計画（区域施策編）です。沼津市内から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市を取り巻く環境や社会状況、地域特性などを踏まえ、市・市民・事業者などの各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

■ 計画の期間

本実行計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間です。なお、社会情勢や計画の進捗・達成状況などを踏まえ、おおむね5年後の2025（令和7）年度に中間見直しを行います。

■ 計画で対象とする温室効果ガス

本実行計画において対象とする温室効果ガスは、市域内で人為的に排出されている以下の7物質とします。なお、パーフルオロカーボン（PFCs）、三フッ化窒素（NF₃）については、本市からの排出はありません。

温室効果ガスと排出源・地球温暖化係数

温室効果ガス	沼津市における主な排出源	地球温暖化係数※	
二酸化炭素（CO ₂ ）	ガソリンや灯油、重油、LPG、都市ガス、石炭などを燃焼する際に発生する。全温室効果ガス排出量の約9割を占め、温暖化への影響が大きい。	1	
メタン（CH ₄ ）	稲作や家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立てから発生する。	25	
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼に伴うものや、農業や廃棄物処理から発生する。	298	
代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されている。	1,430 (HFC-134a)
	パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体の製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。	7,390 (PFC-14)
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入される電力絶縁ガスや半導体の製造用などとして使用されている。	22,800
	三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングや、これらの製造装置の洗浄に使用されている。	17,200

※ 地球温暖化係数とは、「温暖化の能力」を示す数値であり、二酸化炭素を基準（=1）とした時の各物質の温暖化をもたらす程度を示す数値をいう。

計画で対象とする温室効果ガスと部門

部門		CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFCs	PFCs	SF ₆	NF ₃
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	●						
	業務その他部門	●						
	家庭部門	●						
	運輸部門	●						
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼・工業プロセス		●	●				
	廃棄物部門	●	●	●				
	農業部門		●	●				
	代替フロン等				●	●	●	●

第2節 地球温暖化の現状

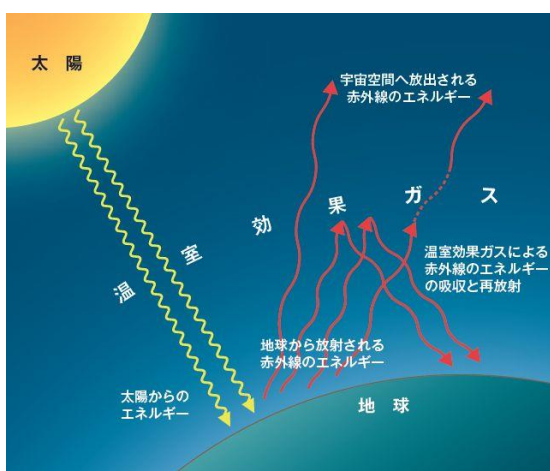
2-1 地球温暖化とは

■ 地球温暖化とは何か

地球温暖化とは、大気中の温室効果ガスの濃度が高くなることにより、地球表面付近の温度が上昇することです。産業革命以降、人類による化石燃料の消費や森林の減少などにより、大量の温室効果ガスが排出され、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇しました。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類などがあり、それぞれのガスがもつ温室効果の度合いは異なります。

地球温暖化は単に気温の上昇をもたらすだけではなく、気候システムが変化することにより、水資源や生態系、気象、健康など様々な分野に影響が及ぶ気候変動の問題でもあります。

■ 温室効果のメカニズム



【資料：環境省】

太陽から地球に降り注ぐ光は、直接、地球の表面を暖め、暖められた地表からは宇宙空間に熱（赤外線）が放出されます。その時に大気中に含まれる温室効果ガスが地表から宇宙へ逃げていく赤外線の一部を吸収し、熱として大気中に蓄積し、再び地表へ戻す働きをしています。この繰り返しにより、地表と大気が次第に暖かくなっていくことを「温室効果」といいます。

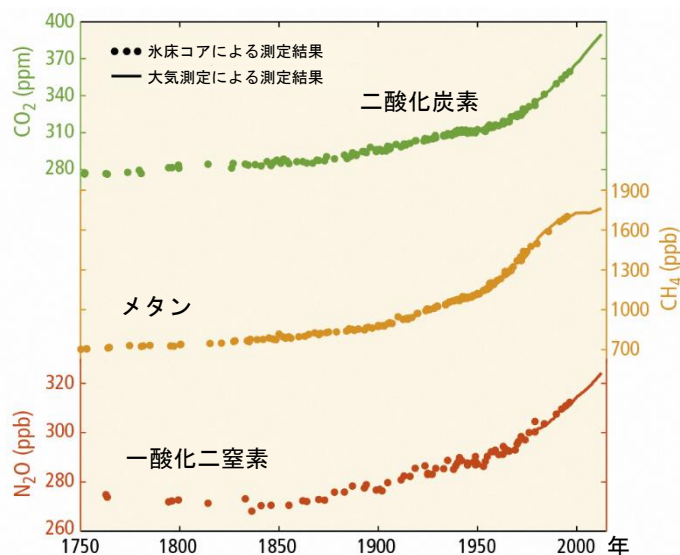
大気中に温室効果ガスが適度にあることにより、地表の平均気温は約 15℃に保たれますが、温室効果ガスの濃度が高くなると、地表の気温が高くなりすぎてしまいます。

■ 温室効果ガス濃度の上昇と要因

人類の活動によって増加した温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類などがあります。

二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスです。石炭や石油などの消費により大量の二酸化炭素が大気中に放出されている一方で、二酸化炭素の吸収源である森林が減少しています。これらの結果として大気中の二酸化炭素は年々増加しています。

このように、大気中の温室効果ガス濃度が高くなることで、より多くの熱が温室効果ガスに吸収されて、急速に地球温暖化が進行しつつあります。



世界平均温室効果ガス濃度

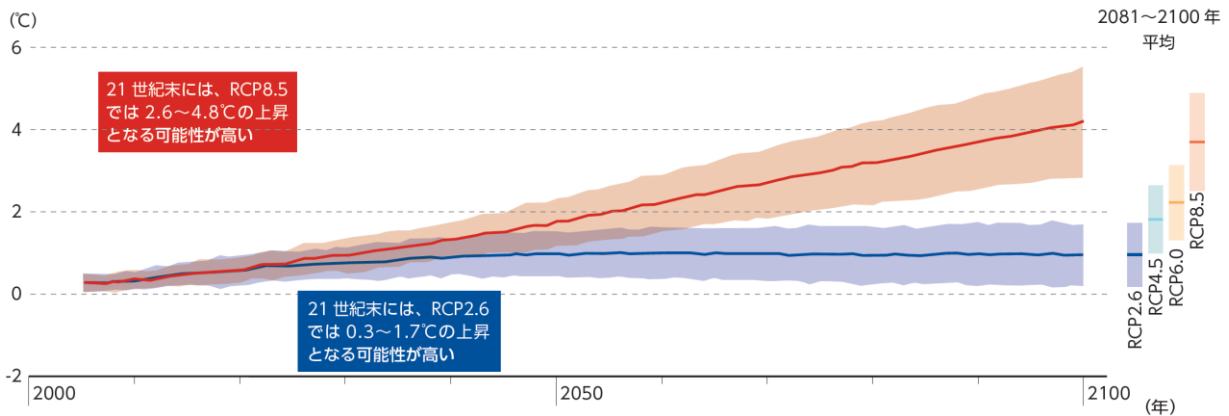
【資料：IPCC 第5次評価報告書統合報告書（IPCC、2014年）】

■ 地球温暖化の将来予測

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が発表した「第5次評価報告書・統合報告書」では、2081（令和63）～2100（令和82）年の地球の気温を4つのシナリオ（RCP2.6、4.5、6.0、8.5）により予測しています。

厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）で推移すると、21世紀末には最大で気温が4.8℃、海面が82cm上昇するとされています。21世紀中頃までに北極海の氷が夏季には完全に解けてしまう可能性が高く、極端な高温や大雨の頻度が増加する可能性が高いと予測されています。

日本でも、21世紀末（2081（令和63）～2100（令和82）年）にかけて年平均気温が全国的に上昇すると予測されており、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）では、3.4～5.4℃上昇、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は、0.5～1.7℃上昇すると予測されています。



注：1986～2005年平均からの変化。

世界平均地上気温の変化

【資料：IPCC 第5次評価報告書を参考に環境省が作成】

■ 2050年に向けた二酸化炭素の排出実質ゼロ

IPCCは2018（平成30）年10月に公表した「1.5℃特別報告書」の中で、地球温暖化による気温上昇を1.5℃に抑制するためには、二酸化炭素排出量を2050（令和32）年までに実質ゼロにする必要があるとしています。地球温暖化による影響を最小限に抑えるためには、日本を含めた世界全体で二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を実質ゼロにしていく必要があります。

column
コラム

1.5℃特別報告書

IPCCは2018（平成30）年10月、「1.5℃特別報告書」を公表しました。この報告書では、温暖化の影響は1.5℃の上昇でも大きいですが、2℃になるとさらに深刻になり、わずか0.5℃の気温上昇の差で温暖化の影響は大きく異なると警告し、1.5℃未満の抑制が必要であると訴えています。

【1.5℃特別報告書の主な内容】

- 地球温暖化が進めば、早ければ2030年にも世界の平均気温が産業革命前と比べて1.5度上昇する可能性が高い。
- 夏季における北極の海氷の消滅は、1.5℃だと100年に1回程度、2℃だと10年に1回程度。
- 1.5℃で海面は2100年までに26～77cm上昇、2℃ではさらに10cm上昇する。
- 1.5℃でサンゴの70～90%が死滅し、2℃なら99%が死滅する。
- 熱波に襲われる人の数は1.5℃の上昇と比べ、2℃だと約17億人増える。
- 気温上昇を1.5℃に止めることはまだ可能であるが、そのためには社会の全部門でかつてない変革が必要である。2030年までに二酸化炭素排出量を半減し、2050年までに実質排出ゼロが必要である。
- 脱炭素社会への移行過程では、気候対策以外の目標との相乗効果を考慮することが重要であり、持続可能な開発目標（SDGs）の達成は、脱炭素社会のよりよい実現につながる。

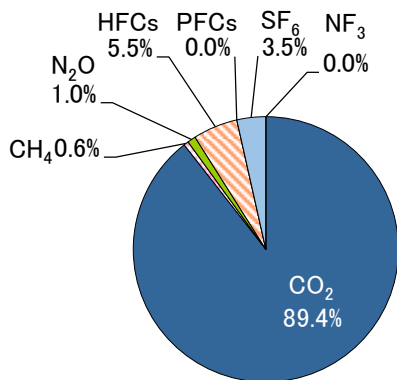
第 3 節 温室効果ガス排出量の現状

3-1 温室効果ガス排出量

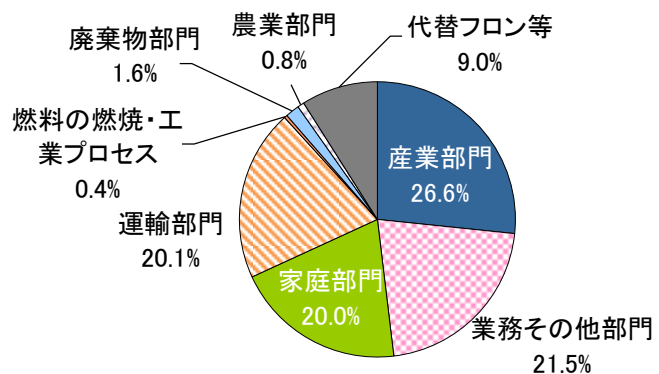
■ 温室効果ガス排出量の現状

本市の市域全域から排出された 2016（平成 28）年度の温室効果ガス排出量は 1,514.7 千 t-CO₂ です。

温室効果ガス別では、二酸化炭素が全体の 89.4%を占めています。また、部門別では、産業部門が全体の 26.6%を占め、次いで業務その他部門（21.5%）、運輸部門（20.1%）、家庭部門（20.0%）の順となっています。



温室効果ガスの構成比（2016 年度）



部門別温室効果ガスの構成比（2016 年度）

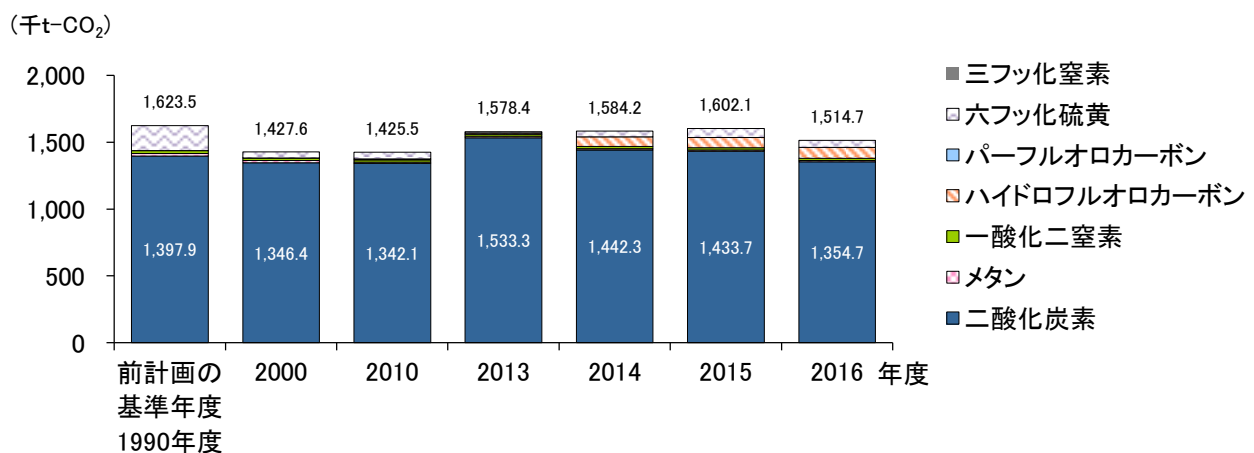
【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

■ 温室効果ガス排出量の推移

国の「地球温暖化対策計画」（2016（平成 28）年 5 月 31 日閣議決定）の基準年度である 2013（平成 25）年度を基準とした推移では、2016（平成 28）年度の温室効果ガス排出量は全体で -4.0%減少しています。ガス別にみると代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン、六フッ化硫黄）以外の二酸化炭素（-11.6%）、メタン（-26.2%）、一酸化二窒素（-0.6%）はいずれも減少しています。

部門別では、代替フロン等（+666.4%）以外の部門はいずれも減少しており、最も減少しているのが産業部門（-18.0%）、次いで業務その他部門（-13.4%）、家庭部門の（-10.2%）の順となっています。

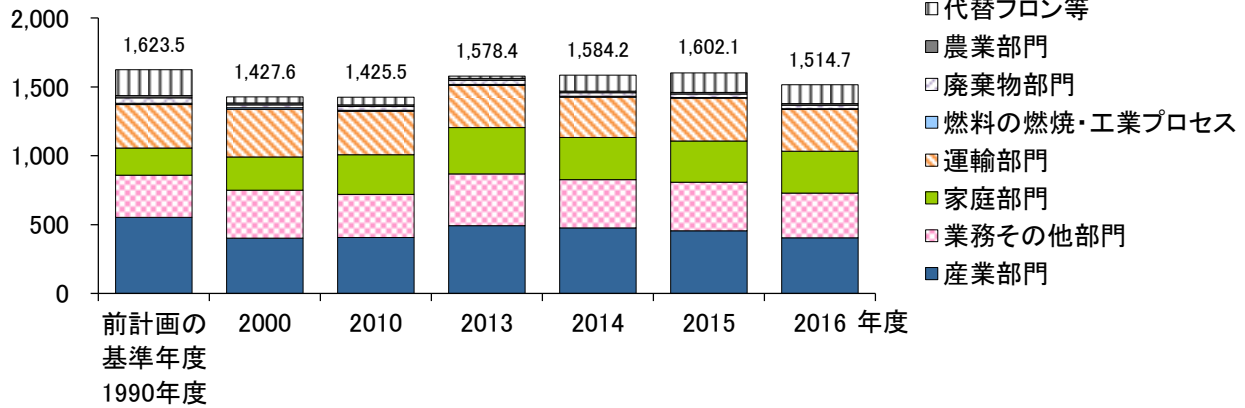
なお、前計画の基準年度である 1990（平成 2）年度からの推移では、2016（平成 28）年度の温室効果ガス排出量は全体で 6.7%減少しています。



温室効果ガス排出量の推移（ガス別）

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

(千t-CO₂)



温室効果ガス排出量の推移 (部門別)

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

温室効果ガス排出量の推移 (ガス別・部門別)

温室効果ガス	前計画の基準年度※1	2000 (H12) 年度	2010 (H22) 年度	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度			
							排出量	前計画の基準年度比	2013 (H25) 年度比	
ガス別排出量【千 t-CO₂】										
二酸化炭素 (CO ₂)	1,397.9	1,346.4	1,342.1	1,533.3	1,442.3	1,433.7	1,354.7	-3.1%	-11.6%	
メタン (CH ₄)	17.1	15.9	10.0	12.1	10.2	9.5	8.9	-47.9%	-26.2%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.6	19.6	16.5	15.3	15.2	15.9	15.2	-29.5%	-0.6%	
代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	0.6	1.5	6.7	8.8	71.8	77.8	82.6	+14,131.7%	+836.3%
	パーフルオロカーボン (PFCs)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	186.3	44.2	50.1	8.9	44.6	65.2	53.3	-71.4%	+498.2%
	三フッ化窒素 (NF ₃)※2	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
	計	186.9	45.7	56.8	17.7	116.5	143.0	135.9	-27.3%	+666.4%
合計	1,623.5	1,427.6	1,425.5	1,578.4	1,584.2	1,602.1	1,514.7	-6.7%	-4.0%	
部門別排出量【千 t-CO₂】										
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	553.4	401.6	406.8	492.2	477.1	454.8	403.6	-27.1%	-18.0%
	業務その他部門	304.7	348.5	312.7	375.2	348.5	352.3	325.0	+6.7%	-13.4%
	家庭部門	198.0	240.1	287.4	337.9	307.2	300.3	303.4	+53.3%	-10.2%
	運輸部門	314.9	347.1	316.5	305.1	292.0	309.5	304.8	-3.2%	-0.1%
エネルギー起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼・工業プロセス	10.2	10.2	7.2	6.6	6.5	6.5	5.3	-47.6%	-19.5%
	廃棄物部門	38.7	21.9	27.0	30.2	25.2	23.7	24.7	-36.1%	-21.9%
	農業部門	16.7	12.5	10.9	13.4	11.2	12.1	11.9	-29.1%	-11.2%
	代替フロン等	186.9	45.7	56.8	17.7	116.5	143.0	135.9	-27.3%	+666.4%
合計	1,623.5	1,427.6	1,425.5	1,578.4	1,584.2	1,602.1	1,514.7	-6.7%	-4.0%	

注) 端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

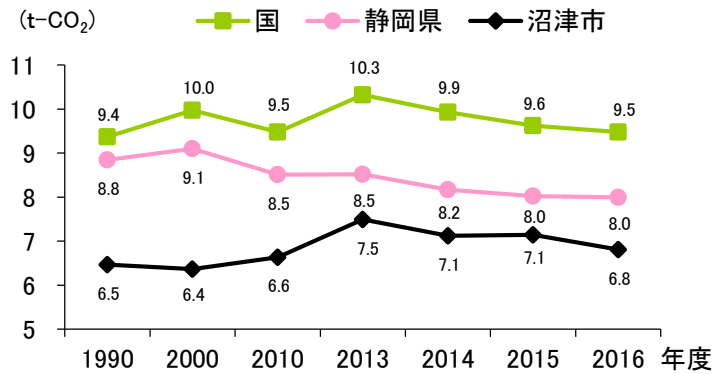
※1 前計画の基準年度は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素が1990(平成2)年度、代替フロン等が1995(平成7)年度。

※2 三フッ化窒素は、2013(平成25)年度から算定対象となった。

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書、温室効果ガス排出量算定調査(静岡県)、日本国温室効果ガスインベントリ報告書2020年(国立環境研究所)】

3-2 1人当たり二酸化炭素排出量

温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素排出量について、国や静岡県と比較するため、1人当たり二酸化炭素排出量を算定しました。2016（平成28）年度における、本市の1人当たり二酸化炭素排出量は6.8t-CO₂/人で、国や静岡県よりも少ない値で推移しています。また、本市の推移をみると、2013（平成25）年度以降は減少傾向が続いています。



【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書、温室効果ガス排出量算定調査（静岡県）、日本国温室効果ガスインベントリ報告書2020年（国立環境研究所）】

温室効果ガス	前計画の基準年度※	2000 (H12) 年度	2010 (H22) 年度	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度		
							排出量	前計画の基準年度比	2013 (H25) 年度比
一人当たり二酸化炭素排出量 (t-CO₂/人)									
沼津市	6.5	6.4	6.6	7.5	7.1	7.1	6.8	+5.3%	-9.1%
静岡県	8.8	9.1	8.5	8.5	8.2	8.0	8.0	-9.6%	-6.1%
国	9.4	10.0	9.5	10.3	9.9	9.6	9.5	+1.2%	-8.1%

注）端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

※前計画の基準年度は1990（平成2）年度。

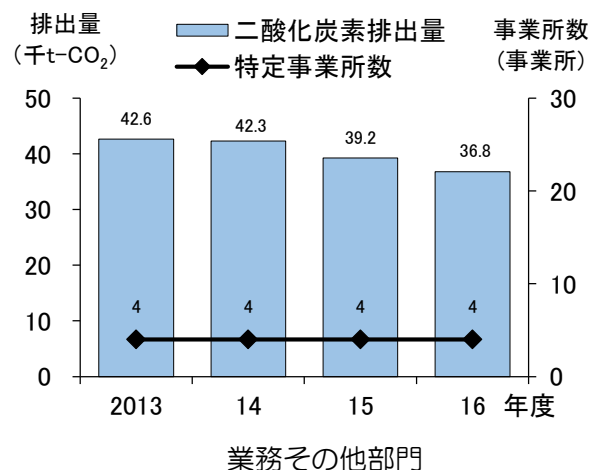
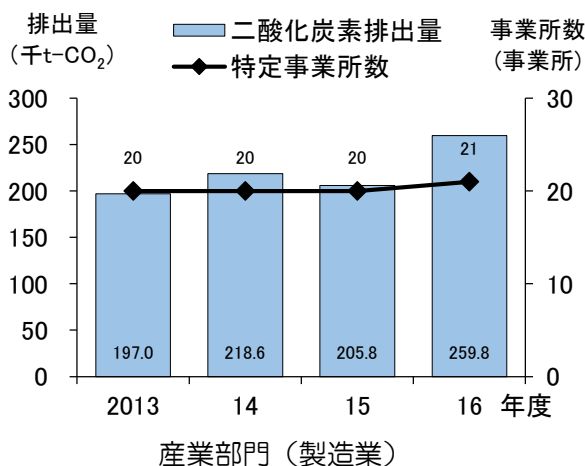
【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書、温室効果ガス排出量算定調査（静岡県）、日本国温室効果ガスインベントリ報告書2020年（国立環境研究所）】

3-3 特定事業者からの二酸化炭素排出量

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、一定以上の温室効果ガスを排出する事業所（特定事業所）を所有する事業者（特定事業所排出者）に、毎年、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。

2016（平成28）年度現在、本市にはエネルギー起源CO₂の算定・報告を行っている特定事業所が産業部門（製造業）の21事業所、業務その他部門の4事業所の計25事業所あります。

2016（平成28）年度の特定事業所からの二酸化炭素排出量は、産業部門（製造業）が259.8千t-CO₂、業務その他部門が36.8千t-CO₂でした。2013（平成25）年度以降の特定事業所からの二酸化炭素排出量は、業務その他部門では減少傾向にあるものの、産業部門（製造業）では増減を繰り返しながら増加傾向にあります。



【資料：算定・報告・公表制度による排出量のデータ（環境省）】

第4節 エネルギーの現状

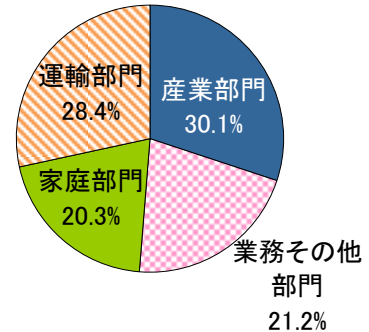
4-1 エネルギー使用量

■ 部門別のエネルギー使用量

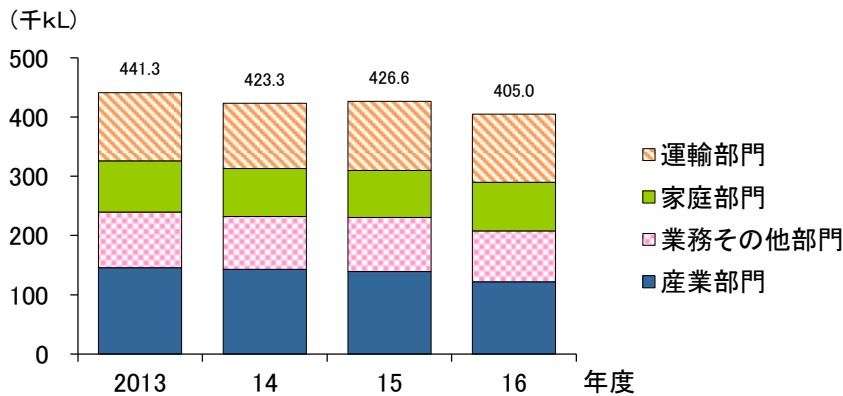
温室効果ガス排出量は、その大部分をエネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素（エネルギー起源 CO₂）が占めています。

2016（平成 28）年度における、エネルギー使用量（原油換算）は合計 405.0 千 kL であり、産業部門が全体の 30.1% を占めており、次いで運輸部門（28.4%）、業務その他部門（21.2%）、家庭部門（20.3%）の順となっています。

2013（平成 25）年度を基準とした推移をみると、2016（平成 28）年度は、全体で 8.2% 減少しています。部門別にみると運輸部門を除くいずれの部門も年々減少傾向にあります。最も減少割合が高いのが産業部門（-16.2%）であり、次いで業務その他部門（-9.1%）、家庭部門（-4.7%）です。なお、運輸部門については、ほぼ横ばいで推移しています。



部門別構成比（2016年度）
【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】



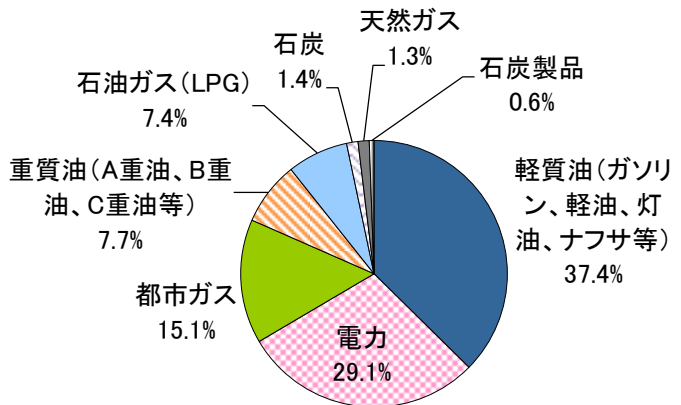
部門別エネルギー使用量（原油換算）の推移

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

■ 種類別のエネルギー使用量

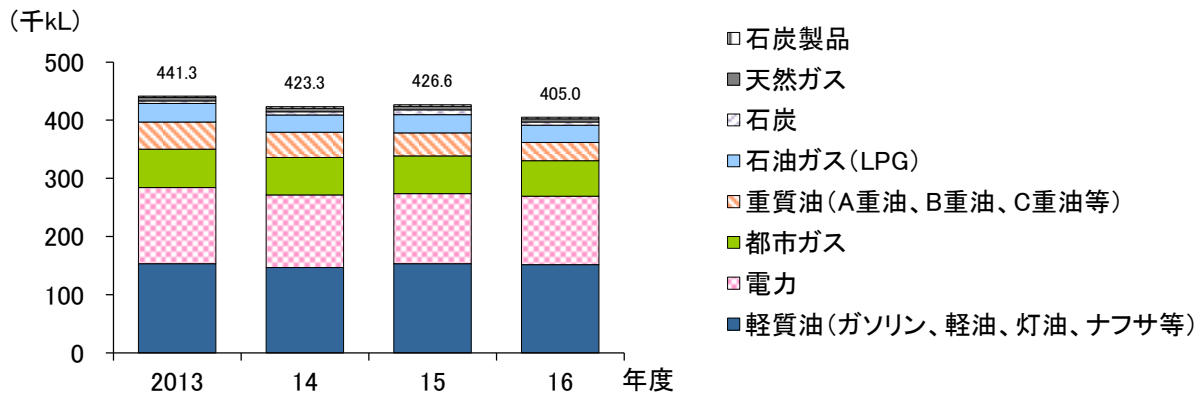
2016（平成 28）年度における、種類別のエネルギー使用量（原油換算）の内訳は、軽質油（ガソリン、軽油、灯油、ナフサ）が全体の 37.4% を占めており、次いで電力（29.1%）、都市ガス（15.1%）、重質油（A 重油、B 重油、C 重油）（7.7%）の順となっています。

2013（平成 25）年度を基準とした種類別のエネルギー使用量の推移をみると、2016（平成 28）年度は、最も減少割合が高いのが重質油（A 重油、B 重油、C 重油）の 33.5% 減少で、次いで天然ガス（-11.7%）、電力（-9.7%）の順となっています。また、軽質油（ガソリン、軽油、灯油、ナフサ）は、2016（平成 28）年度は 1.4% 減少したものの、2013（平成 25）年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。



種類別構成比（2016年度）

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】



種類別エネルギー使用量（原油換算）の推移

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

エネルギー使用量（原油換算）の推移

部門	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度		
				使用量	2013 (H25) 年度比	2013 (H25) 年度差
部門別エネルギー使用量【千kL】						
産業部門	145.4	142.9	139.0	121.8	-16.2%	-23.6
業務その他部門	94.4	89.1	91.4	85.8	-9.1%	-8.6
家庭部門	86.4	81.2	79.5	82.3	-4.7%	-4.0
運輸部門	115.1	110.1	116.7	115.0	-0.1%	-0.1
種類別エネルギー使用量【千kL】						
軽質油（ガソリン、軽油、灯油、ナフサ）	153.6	146.7	153.5	151.4	-1.4%	-2.1
電力	130.6	125.1	120.2	118.0	-9.7%	-12.6
都市ガス	65.9	63.9	65.0	61.0	-7.4%	-4.8
重質油（A重油、B重油、C重油）	47.0	43.5	39.7	31.3	-33.5%	-15.8
石油ガス（LPG）	31.9	30.0	31.5	29.9	-6.1%	-1.9
石炭	4.1	5.2	7.8	5.6	+37.0%	+1.5
天然ガス	6.2	6.6	6.1	5.5	-11.7%	-0.7
石炭製品	2.1	2.4	2.9	2.3	+10.5%	+0.2
合計	441.3	423.3	426.6	405.0	-8.2%	-36.3

注）端数処理の関係上、エネルギー使用量の和や比が合計値と合わない場合がある。

【資料：沼津市温室効果ガス排出量算定業務報告書】

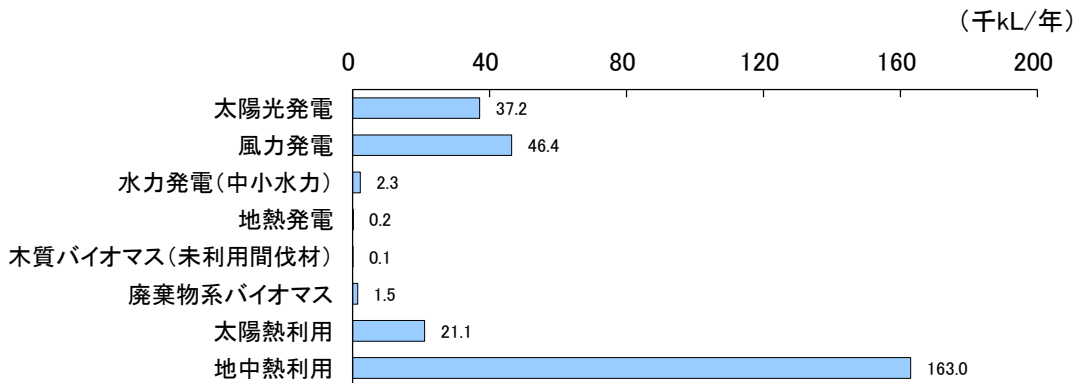
4-2 再生可能エネルギー

■ 再生可能エネルギー発電事業と景観・自然環境・生活環境との調和

本市では、美しい景観や豊かな自然環境、安全・快適な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図り、地域の発展につなげていくため、2020（令和2）9月に「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を施行しました。条例では抑制区域の指定、説明会の開催、届出、市長の同意などについて規定しており、太陽光発電事業及び風力発電事業が対象となります。

■再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量（原油換算）は271.7千kL/年で、2016（平成28）年度におけるエネルギー使用量の67.1%に相当します。種類別では地中熱利用が最も多く、ついで風力発電、太陽光発電の順となっています。

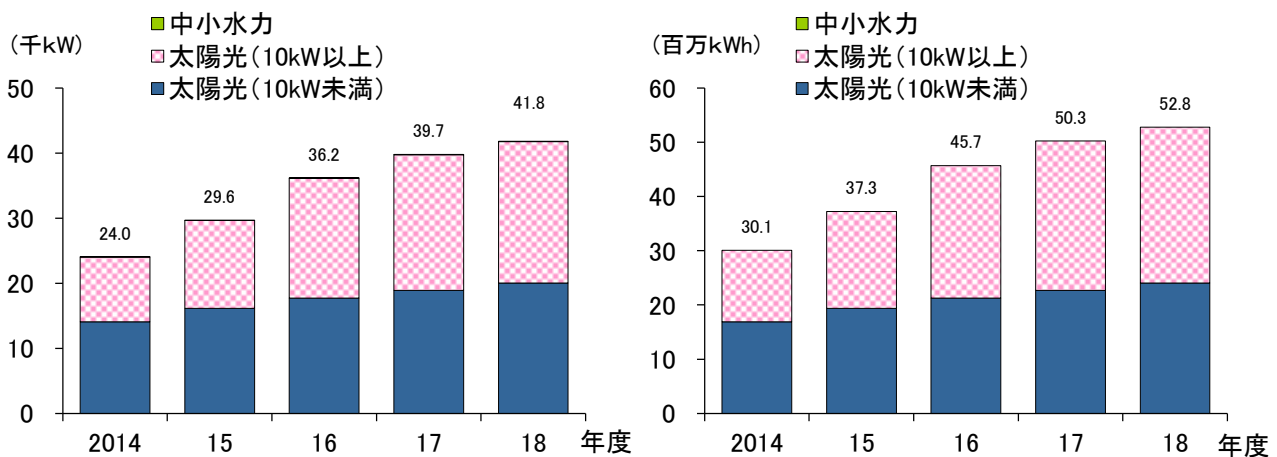


注1) 木質バイオマス(未利用間伐材)は、間伐に伴い発生する木材のうち、製材・加工材や丸太、その他原材料として利用される分を除いた未利用材を、バイオガス化して発電や熱利用に利用した場合のエネルギー導入ポテンシャル量で設定。
 注2) 廃棄物系バイオマスは、一般廃棄物(食品廃棄物、紙ごみ、し尿・浄化槽汚泥)及び産業廃棄物(動物性残渣、紙くず、下水汚泥、家畜排せつ物)を、バイオガス化して発電や熱利用に利用した場合のエネルギー導入ポテンシャル量で設定。
 【資料：再生可能エネルギー情報提供システム（環境省）、都道府県・市町村バイオマス活動推進計画の手引き（農林水産省）、廃棄物バイオマス利活用導入マニュアル（簡易版）（環境省）ほか】

■再生可能エネルギーの発電利用

本市における再生可能エネルギーの利用状況は、そのほとんどが太陽光発電による発電利用です。2018（平成30）年度における太陽光発電の導入容量は41.8千kWであり、年々増加傾向にあります。

2018（平成30）年度の再生可能エネルギーによる年間想定発電量は52.8百万kWh/年（原油換算4.7千kL/年）であり、これは、2016（平成28）年度における市内の電気使用量1,270百万kWh（原油換算118.0千kL）の約4%に相当します。



再生可能エネルギー導入容量の推移（発電利用）

再生可能エネルギー年間想定発電量の推移

【資料：固定価格買取制度・情報公開用ウェブサイト（経済産業省）】

再生可能エネルギー導入量及び年間想定発電量の推移

導入量		2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度
導入容量【kW】						
太陽光発電	10kW 未満	14,056	16,157	17,722	18,897	20,019
	10kW 以上	9,974	13,469	18,437	20,826	21,721
	計	24,030	29,626	36,159	39,723	41,740
水力発電（中小水力）		15	15	15	15	15
合計		24,045	29,641	36,174	39,738	41,755
年間想定発電量【百万 kWh/年】						
太陽光発電	10kW 未満	16.9	19.4	21.3	22.7	24.0
	10kW 以上	13.2	17.8	24.4	27.5	28.7
	計	30.1	37.2	45.7	50.2	52.8
水力発電（中小水力）		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
合計		30.1	37.3	45.7	50.3	52.8
合計（原油換算）（千 kL/年）		2.8	3.5	4.2	4.7	4.9

注）端数処理の関係上、導入容量や年間想定発電量の和が合計値と合わない場合がある。

【資料：固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト（経済産業省）、自治体排出量カルテ（環境省）、事業者ウェブサイト】

■ 公共施設における再生可能エネルギーの利用と家庭・事業所への普及

本市では、小中学校、地区センターなどの施設を中心に太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を進めています。

清掃プラントでは、1976（昭和 51）年から、ごみ焼却時に発生する排熱を施設内の給湯や隣接する屋内温水プールで利用しています。

また、都市ガスや LP ガスを利用して発電し、発電時に発生する排熱を空調や給湯に利用するガスコージェネレーションは、効率的なエネルギー利用や、緊急時のバックアップとしての効果が期待される省エネルギーシステムです。市内の公共施設では、静岡県東部運転免許センター、沼津市立第三中学校、沼津市立病院などにガスコージェネレーションを導入しています。

さらに、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の設置などの導入支援を行っています。

公共施設におけるガスコージェネレーション導入状況

施設名称	運転開始年	発電容量 (kW)
静岡県東部運転免許センター	1996（平成 8）年	28
沼津市立第三中学校	2004（平成 16）年	5
沼津市立病院	2007（平成 19）年	350

【資料：図表で見るしずおかエネルギーデータ（令和 2 年 3 月）（静岡県）】

■ 水素利用

水素は、利用段階で温室効果ガスの排出がないなど多くの利点があることから、水素発電や燃料電池など、再生可能エネルギーと共に今後、利用拡大が期待されます。

現在普及している家庭用燃料電池（エネファーム）は、都市ガスや LP ガスに含まれる水素を利用して発電し、発電時に発生する排熱も給湯などに利用する、二酸化炭素の排出量が少なくエネルギーの利用効率が高い発電・給湯システムです。

また、静岡県では、水素を燃料とする燃料電池自動車（FCV）・燃料電池バス（FCバス）などの積極的導入や水素エネルギーに関する普及啓発を目的とし「水素ステーション整備方針」（静岡県）を策定しています。これによると、2025（令和 7）年度時点で県内に 12 か所の水素ステーションを整備する計画となっており、県東部に 4 か所程度設置する計画となっています。

【資料：エネルギー基本計画（第 5 次）、水素基本戦略（再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議）、水素ステーション整備方針（静岡県）】

第5節 削減目標

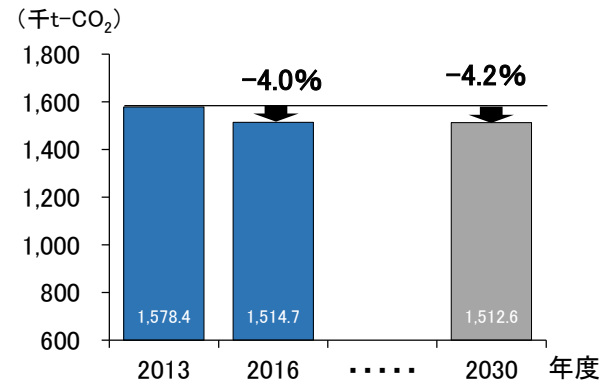
5-1 基準年度と目標年度の設定

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、本計画の基準年度は2013（平成25）年度、中期目標は2030（令和12）年度、長期目標は2050（令和32）年度とします。

5-2 現状趨勢ケースの推計

今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量「現状趨勢ケース」は、2012（平成24）年度から2016（平成28）年度の直近5年間における活動量実績の傾向から2030（令和12）年度の活動量を想定し、以下の式で推計しました。

その結果、「現状趨勢ケース」における2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量は1,512.6千t-CO₂で、基準年度である2013（平成25）年度比で4.2%減少すると推計されます。



現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量（推計）

現状趨勢ケース温室効果ガス排出量（2030（令和12）年度）＝現状年度の温室効果ガス排出量（2016（平成28）年度）×（目標年度想定活動量（2030（令和12）年度）／現状年度活動量（2016（平成28）年度））

現状趨勢ケースの推計に使用した活動量と推計方法

部門		活動量	単位	推計方法	
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業	製造品出荷額等	千万円	直近5年間（2012（平成24）～2016（平成28）年度）の平均値で設定
		農林水産業建設業・鉱業	従業者数（農林水産建設鉱業）	人	2016（平成28）年度の現状維持で設定
	業務その他部門	業務延床面積	m ²	2016（平成28）年度の現状維持で設定	
	家庭部門	人口	人	沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで設定	
	運輸部門	旅客自動車	所有台数	台	直近5年間（2012（平成24）～2016（平成28）年度）の増加傾向から自然対数式（ $y=1287.2\ln(x)+116,068$ ）で設定
		貨物自動車	所有台数	台	直近5年間（2012（平成24）～2016（平成28）年度）の減少傾向から自然対数式（ $y=-703.9\ln(x)+24,023$ ）で設定
		鉄道	1日平均乗車人員	人/日	2016（平成28）年度の人口に占める比率（13.4%）を目標人口に乗じて設定
船舶		入港トン数	トン	2016（平成28）年度の現状維持で設定	
エネルギー起源CO ₂ 以外	燃料の燃焼・工業プロセス	製造品出荷額等【再掲】	千万円	直近5年間（2012（平成24）～2016（平成28）年度）の平均値で設定	
	廃棄物部門	一般廃棄物処理量	t/年	一般廃棄物処理基本計画の現状推移で設定	
	農業部門	畑面積	ha	直近5年間（2012（平成24）～2016（平成28）年度）の減少傾向から直線式（ $y=8x+2,078.2$ ）で設定	
	代替フロン等	業務延床面積【再掲】	m ²	2016（平成28）年度の現状維持で設定	

現状趨勢ケースの推計活動量及び温室効果ガス排出量

部門		単位	2013 (H25)	2016 (H28)	2030 (R12)	
			基準年度	現状年度	現状趨勢	
活動量						
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造品出荷額等 (千万円)	59,762	54,513	58,936
		農林水産業 建設業・鉱業	従業者数 (人)	7,090	6,259	6,259
	業務その他部門		業務延床面積 (m ²)	2,101,571	2,007,248	2,007,248
	家庭部門		人口 (人)	204,703	199,006	178,958
	運輸部門	旅客自動車	所有台数 (台)	116,698	118,296	119,858
		貨物自動車	所有台数 (台)	23,593	22,741	21,950
		鉄道	1日平均乗車人員 (人/日)	25,924	25,572	23,980
船舶		入港トン数 (トン)	271,115	206,911	206,911	
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼・ 工業プロセス		製造品出荷額等 (千万円)	59,761	54,513	58,936
	廃棄物部門		一般廃棄物処理量 (t/年)	63,926	61,227	59,695
	農業部門		畑面積 (ha)	2,063	2,037	1,926
	代替フロン等		業務延床面積 (m ²)	2,101,571	2,007,248	2,007,248
温室効果ガス排出量						
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	製造業	千 t-CO ₂	453.1	376.6	407.2
		農林水産業 建設業・鉱業	千 t-CO ₂	39.2	27.0	27.0
	業務その他部門		千 t-CO ₂	375.2	325.0	325.0
	家庭部門		千 t-CO ₂	337.9	303.4	272.9
	運輸部門	旅客自動車	千 t-CO ₂	193.5	194.8	197.3
		貨物自動車	千 t-CO ₂	102.8	100.1	96.6
		鉄道	千 t-CO ₂	6.2	5.5	5.1
船舶		千 t-CO ₂	2.6	4.5	4.5	
エネルギー 起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼・ 工業プロセス		千 t-CO ₂	6.6	5.3	5.8
	廃棄物部門		千 t-CO ₂	30.2	24.7	24.1
	農業部門		千 t-CO ₂	13.4	11.9	11.2
	代替フロン等		千 t-CO ₂	17.7	135.9	135.9
合計		千 t-CO ₂	1,578.4	1,514.7	1,512.6	

column
コラム

新型コロナウイルスのロックダウンと温室効果ガス

世界気象機関 (WMO) は、新型コロナウイルスと温室効果ガス排出量に関する報告書を 2020 (令和 2) 年 9 月に公開しました。報告書によると、2020 (令和 2) 年 4 月のロックダウン (都市封鎖) のピーク時には、1 日における世界の二酸化炭素排出量は 2019 (令和元) 年と比較して 17% も減少しましたが、2020 (令和 2) 年 6 月上旬までには、1 日の排出量が 2019 (令和元) 年レベルの 1 ~8% 下回る程度に戻りました。2020 (令和 2) 年の二酸化炭素排出量は、新型コロナウイルスの影響により推定 4~7% 減少する見込みです。

このように、各国のロックダウンと経済活動の減速によって、温室効果ガス排出量は一時的には減少したものの、今後も増加傾向が続く可能性が高く、世界の気温上昇を 2℃ または 1.5℃ 以内に抑えるという目標を達成するための軌道には乗っていないのが実情です。地球温暖化を抑えるためには、目指すべき温室効果ガスの削減目標に向け、全ての国が緊急かつ協調した行動をとる必要があるとされています。

【資料：United in Science report: Climate Change has not stopped for COVID19 (世界気象機関 WMO)】

5-3 削減見込量の推計

国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画などに基づく対策・施策を本市において最大限実施した場合、中期目標年度（2030（令和12）年度）における削減見込量は約378.4千t-CO₂でした。

対策・施策実施時の削減見込量（1）（2030（令和12）年度）

部門	対策・施策	削減見込量 (千t-CO ₂)	根拠
産業部門	省エネルギー設備の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 業種間連携省エネの取組推進 施設・機器等の省エネ化 産業界の自主的取組 など 	33.3 A,D
	再生可能エネルギーなどの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電等の導入 環境負荷の小さい供給電力の選択 など 	1.4 B,C
	計		34.7
業務その他部門	環境負荷の少ない建築物の改修・整備	<ul style="list-style-type: none"> BEMS や省エネ診断等を活用したエネルギー管理の徹底 など 	18.1 A
	省エネルギー設備の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 高効率給湯器の導入 高効率照明の導入 トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 公共施設における省エネルギー機器・設備 LED照明などの導入促進 など 	51.7 A
	省エネ行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> クールビズ、ウォームビズ実施の徹底 	0.6 A
	再生可能エネルギー等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電等の導入 燃料電池・コージェネレーションの導入 環境負荷の小さい供給電力の選択 など 	53.2 B,C
	計		123.6
家庭部門	環境負荷の少ない建築物の改修・整備	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅における省エネ基準適合の推進 既存住宅の断熱改修の推進 HEMS・スマートメーターの導入 など 	24.7 A
	省エネルギー設備の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池（エネファームなど））の導入 高効率照明の導入 浄化槽の省エネ化 トップランナー制度などによる機器の省エネ性能向上 機器の買換え促進 など 	38.8 A
	省エネ行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> クールビズ、ウォームビズ実施徹底の促進 家庭エコ診断 照明の効率的な利用 など 	4.4 A
	再生可能エネルギーなどの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電及び蓄電池・燃料電池の導入 環境負荷の小さい供給電力の選択 など 	44.9 B,C
	計		112.7
運輸部門	環境負荷の少ない体系的な交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通流対策の推進 信号機の集中制御化・LED化 自動走行の推進 など 	6.7 A
	公共交通の利用促進、自転車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 自動車から自転車・徒歩などへの利用転換 マイカー通勤の自粛 公共交通機関の利用促進 など 	3.5 A
	自動車利用の自粛・効率化	<ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車の選択 トラック輸送の効率化 自動車運送事業などのグリーン化 共同輸配送の推進 トラック輸送から貨物鉄道輸送へのモーダルシフトの促進 など 	52.2 A
	計		62.3

注) 端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

対策・施策実施時の削減見込量（2）（2030（令和 12）年度）

部門	対策・施策	削減見込量 (千 t-CO ₂)	根拠
燃料の燃焼・工業プロセス	省エネルギー設備の導入促進	1.0	A,D
	計	1.0	
廃棄物部門	ごみ減量・資源化	3.7	A,E
	計	3.7	
農業部門	農地土壌排出源対策	0.2	A
	計	0.2	
代替フロン等	代替フロン等排出対策	40.3	A
	計	40.3	
合計		378.4	

注) 端数処理の関係上、削減見込量の和が合計値と合わない場合がある。

2030（令和 12）年度の削減見込量を推計する根拠とした資料・条件

根拠	根拠となる資料・条件
A	「地球温暖化対策計画」（2016（平成 28）年 5 月 13 日閣議決定）」から沼津市分を按分
B	【再生可能エネルギー発電（太陽光発電）】 「固定価格買取制度・情報公表用ウェブサイト」（経済産業省・資源エネルギー庁）や、再生可能エネルギー導入実績から沼津市における導入状況の推移を把握し、この傾向から 2030（令和 12）年度の発電出力量を推定した。その後、経済産業省・調達価格等算定委員会「平成 29 年度以降の調達価格等に関する意見」（2016（平成 28）年 12 月 13 日）による設備利用率及び年間時間数 8,760 時間に乗じて年間発電量を推定し、第 50 回経済産業省・調達価格等算定委員会資料「地域活用要件について」（2019（令和元）年 11 月 29 日）による太陽光発電の自家消費率（住宅約 30%、業務ビル・工場約 71%）、と現状趨勢ケース推計に使用した CO ₂ 排出係数（2016（平成 28）年度の東京電力エナジーパートナー：0.000486t-CO ₂ /kWh）を乗じて設定
C	【環境負荷の小さい供給電力の選択】 現状趨勢ケース推計に使用した現状年度（2016（平成 28）年度）の電気の CO ₂ 排出係数（東京電力エナジーパートナー：0.000486t-CO ₂ /kWh）と「長期エネルギー需給見通し」（経済産業省、2015（平成 27）年 7 月）における 2030（令和 12）年度の電気の CO ₂ 排出係数目標（全電源平均：0.00037t-CO ₂ /kWh）より、電力の使用による CO ₂ 排出量が 12.9%削減されると想定して設定
D	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づく特定事業者の省エネルギーに関する努力目標（エネルギー消費量原単位当たり年平均 1%削減）を達成するものとして燃料の燃焼などによる温室効果ガス排出量に当てはめ、原単位当たりで 2030（令和 12）年度に 2016（平成 28）年度比 13%削減されると設定
E	「沼津市一般廃棄物処理基本計画」の目標が達成されるものとして、2030（令和 12）年度の将来推計（現状維持）から将来推計（目標達成）の差分だけ一般廃棄物焼却処理量が削減されると設定

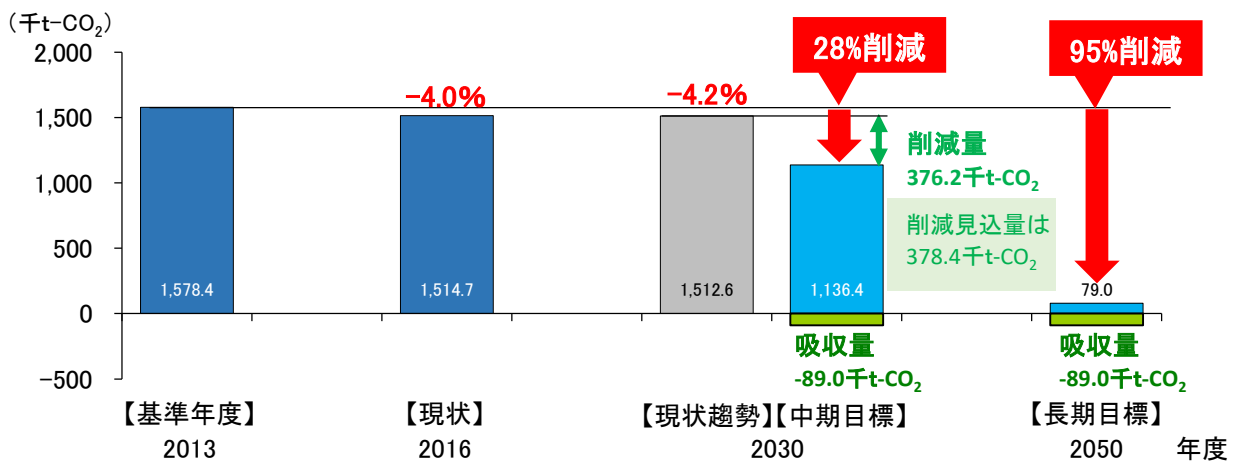
5-4 削減目標

■中期目標：2030（令和12）年度

削減対策を講じない場合（現状趨勢）の排出量から、削減見込量の推計結果を踏まえて、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を、基準年度（2013（平成25）年度）から **28%削減** することを目指します。

■長期目標：2050（令和32）年度

2050（令和32）年度については、現時点では社会情勢や経済情勢などの見通しが困難であることから、国の方針に合わせて、2050（令和32）年度の温室効果ガス排出量の目標を森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量以下となるゼロカーボンを目指すものとし、基準年度（2013（平成25）年度）から **95%削減** することを目指します。



温室効果ガス排出量の目標（単位：千 t-CO₂）

部門	2013 (H25) 年度 基準年度	2016 (H28) 年度 現状	2030 (R12) 年度			2050 (R32) 年度		
			現状趨勢	中期目標	2013 年度比	長期目標	2013 年度比	
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	492.2	403.6	434.2	399.7	-18.8%	79.0	-95%
	業務その他部門	375.2	325.0	325.0	202.2	-46.1%		
	家庭部門	337.9	303.4	272.9	160.8	-52.4%		
	運輸部門	305.1	304.8	303.6	241.7	-20.8%		
エネルギー起源 CO ₂ 以外	燃料の燃焼・工業プロセス	6.6	5.3	5.8	4.8	-27.6%		
	廃棄物部門	30.2	24.7	24.1	20.4	-32.5%		
	農業部門	13.4	11.9	11.2	11.1	-17.2%		
	代替フロン等	17.7	135.9	135.9	95.9	+440.7%		
排出量合計	1,578.4	1,514.7	1,512.6	1,136.4	-28.0%			
森林等による吸収量	森林吸収源対策	-	-	-	-25.7	-	-25.7	-
	都市の緑化等の推進	-	-	-	-63.3	-	-63.3	-
吸収量合計	-	-	-	-89.0	-	-89.0	-	-

注) 端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和が合計値と合わない場合がある。

第 6 節 地球温暖化・緩和に関する対策・施策

※特に重点的に取り組んでいくものに【重点取組】と表示

6-1 総合的な地球温暖化対策

項目	取組内容
温室効果ガスの見える化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量を算定、毎年公表
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域・学校における環境教育の推進【重点取組】 幅広い世代を対象とした環境教育の推進【重点取組】 市・事業者・学校が連携した環境教育の推進【重点取組】
地球温暖化防止のための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を推進するため、市・市民・事業者が連携した組織の構築 フロンガスの適正な処理の普及啓発 地球温暖化防止活動の周知・啓発【重点取組】 環境マネジメントシステムの普及啓発

6-2 低炭素な交通の普及とまちづくり

項目	取組内容
環境負荷の少ない体系的な交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「沼津市都市計画道路の整備方針」に基づく路線の整備・見直し EV バスなどの新たなモビリティツールの導入検討 道路整備に合わせ、交差点の改良検討
公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> パークアンドライドの取組促進 エコ通勤の取組促進 環境定期券制度の周知 企画乗車券やフリーパスなどの検討 高齢ドライバーの公共交通への転換促進 バスなどの利便性向上
自動車利用の自粛・効率化	<ul style="list-style-type: none"> 自動車利用の自粛についての啓発 エコドライブの推進 次世代自動車の普及啓発
自転車利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 「沼津市自転車活用推進計画」の推進 安全で快適な自転車通行空間の確保 駐輪場の適切な整備 日常生活における自転車の利用促進
環境負荷の少ない建築物の改修・整備	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の少ない市営住宅の整備 市街地等の建築物の新築における建築物の省エネ化の推進
環境負荷の少ない都市基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 沼津駅周辺総合整備事業における環境に配慮した都市空間の創出 市街地の緑化の推進

column
コラム

フロンガスの R22 冷媒

現在、エアコンで使用されている冷媒は、地球温暖化係数が低い R410、R32 などの代替フロンが中心ですが、古い業務用エアコンの中には、オゾン層破壊を引き起こすフロンガスの HCFC (R22) 冷媒が使われているものがあります。しかし、HCFC (R22) は 2004 (平成 16) 年には生産の総量規制がとられ、2020 (令和 2) 年には生産全廃となります。今後は R22 の冷媒の調達が困難なことや、冷媒が漏れた場合に環境への負荷なども懸念されます。そのため、R22 冷媒の業務用エアコンについては、新しいエアコンへの買い替えが推奨されます。

6-3 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及

項目	取組内容
省エネルギー設備の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における省エネルギー機器・設備の導入促進 公共施設における LED 照明などの導入促進 低炭素機器の設置などに関する導入支援【重点取組】 最新のごみ処理技術を導入した効率的なごみ処理の実施
省エネルギー行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー行動の普及啓発
グリーン購入の促進	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入の普及啓発
再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーによる電力の自家消費や地産地消の推進 再生可能エネルギーの導入促進に関する普及啓発 再生可能エネルギーの活用促進
再生可能エネルギーの利活用を促す仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 新中間処理施設のごみ焼却に伴う熱を活用した発電などの再生可能エネルギーの導入検討

6-4 二酸化炭素の吸収促進

項目	取組内容
開発に基づく緑地整備の指導	<ul style="list-style-type: none"> 「沼津市開発許可指導技術基準」に基づく緑地整備指導
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> みどりまつり、花いっぱいキャンペーンの実施 花苗配布の推進 緑化推進啓発講座の実施 緑のカーテンづくりの推進 街路樹などの植樹帯の整備・管理 建築物の壁面緑化・屋上緑化の推進
森林吸収源の適正な管理・活用	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の適正な維持管理



自転車専用通行帯



みどりまつり

column
コラム

EVバス(グリーンスローモビリティ※)

本市では、沼津駅と沼津港という異なる魅力を持つ拠点間のネットワーク強化に向け、新しい価値観による移動手段を確保し、来訪者が目的に応じた交通モードを選択できる環境を整備することを目的とし、2018（平成30）年10月から1ヶ月間、EVバス（グリーンスローモビリティ）の試験運行を行いました。



試験運行の結果、定員9人に対して平均7.1人と高い乗車率で、アンケートにおいても好意的な感想が多く寄せられました。また、低速運行が交通環境に与える影響も限定的で、自動車利用の抑制及び公共交通への利用転換が図られるとともに、中心市街地へのにぎわいの波及効果が見られ、沼津駅－沼津港間の連携強化に向けて、新たな交通モードとしての可能性を示しました。

2020（令和2）年3月からは、伊豆箱根バス株式会社が沼津駅－沼津港間においてEVバスの本格運行を始めました。民間企業がEVバスを所有し、路線バスで運行するのは全国で初めてとなります。

また、2020（令和2）年1月には、静岡県が進める「しずおか自動運転 ShowCASE プロジェクト」と連携し、国内初の公道での自動運転とバス優先信号制御を組み合わせた実証実験を行いました。今後も、新たなモビリティツールの導入の検討など、交通システムの可能性を検証していきます。

※グリーンスローモビリティとは、電動で、時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティ

【資料：まちづくり政策課、伊豆箱根バス株式会社】

column
コラム

環境定期券制度

市内を走る3つのバス会社では、環境定期券制度を導入しています。土曜・日曜・祝日にバスの通勤定期券を持つ人と一緒にその家族がバスを利用すると運賃が割り引かれるものです。

バスを利用してもらうことで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量減少や交通渋滞の緩和、交通事故の削減などを目的としています。沼津市内を走るバス会社の通勤定期券を持っていれば、他社のバスに乗った場合にも割引され、本人とその家族が大人100円、子供50円で利用できます。

【資料：まちづくり政策課】

column
コラム

環境マネジメントシステム(エコアクション21)の導入支援

「エコアクション21」は、ISO14001の簡易版として環境省が推奨している環境マネジメントシステムです。エコアクション21に取り組むことにより、省エネルギーの推進や廃棄物の削減などによる経営の効率化、また環境活動レポートを外部に公表することで利害関係者に対して信頼性の向上が図られます。本市では、市内の事業所によるエコアクション21の認証取得を支援するため、セミナーを開催しています。また、2018（平成30）年度より、建設業者の格付に「環境負荷の軽減に関する評点」を設け、「エコアクション21認定取得建設事業者」への加点を行っているほか、総合評価落札方式の入札においても、同認定の取得を評価項目としています。